IPoEアドバンス利用規約【現己	处比較表】 2021年6月1日現在
~2021年5月31日	2021年6月1日~

第1条~第32条	第1条~第32条 (略)
	附 則 (令和 3 年 5 月 28日 P S 事推第00789305号)
	1 この改正規定は、令和3年6月1日から実施します。
	2 当社は、令和3年6月1日から令和3年6月30日までの間に、本サービスと同時に
	OCN 光(IP通信網サービス契約約款に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービ
	ス(タイプ 8 のコース 1 のプラン 25 又はプラン 26 に係るもの(以下「OCN 光 2 段階定額」
	といいます。)を除きます。))及びOCN 光の2年の定期利用の申込み(当社が指定する申込
	み方法に限ります。)を当社が承諾した先着 100 契約について、令和3年9月30日までに
	本サービスの提供を開始した場合は、本サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月
	から起算して 11 料金月について、料金料第 1 表に規定する料金の額にかかわらず、利用料に
	ついて適用しません。
	3 当社は、令和3年6月1日から令和3年9月30日までの間に、本サービスの申込み(当
	社が指定する申込み方法に限ります。)を当社が承諾し、令和3年12月31日までにその提
	供を開始した場合は、本サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して 2
	料金月について、料金料第1表に規定する料金の額にかかわらず、利用料について適用しませ
	<u>/</u>

~2021年5月31日	2021年6月1日~
	(注)第2項及び第3項に規定する当社が指定する申込み方法は、当社のWebサイト
	(https://www.ntt.com/personal/signup/internet/hikari/ocnhikari.html) において掲示す
	<u>ることとします。</u>
	4 前項の規定は第2項の適用の対象となる契約については適用しません。
	5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金そ
	の他の債務については、なお従前のとおりとします。
	6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いに
	ついては、なお従前のとおりとします。